

結婚祝金

会員が法律上結婚したとき

◆提出書類

①共済給付金請求書
結婚後の苗字をご記入ください。

②婚姻日を証明する書類：
▶受理証明書または戸籍抄本（謄本）（写し可）

引っ越し・登録家族の追加・抹消がある場合

③変更届（住所変更）

注意点

1. 住民票には、婚姻日は記載されませんので、お間違えのないようご注意ください。
2. 配偶者の家族登録は、結婚祝金申請時にゆいワークで行っております。
結婚後は、別生計とみなし、結婚前に登録されていた65歳未満の父母、兄弟姉妹、祖父母等は、登録家族からはずれます。
3. 引っ越しされた場合、家族の追加・抹消がある場合は、変更届も提出してください。
4. 結婚で苗字が変わった場合、会員証の差し替えを行いますので、ゆいワークへお持ちください。

◇共済給付金請求書の記入時の注意点

1. 会員名の欄は、結婚後の姓でご記入ください。
2. 給付金申請が2件以上ある場合、それぞれ別々の用紙にご記入ください。
3. 事業所代表者の押印欄には、代表者印また社名印を押してください
4. 文字や数字（年月日）等を訂正する場合は、代表者印または社名印で訂正してください。